

「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」内容説明

■ 条例制定の趣旨

鎌倉市の目指す共生社会のあり方を明文化し、広く共有するため、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定します。共生社会の実現に向けた取組について基本理念を定め、施策の基本的事項を定めることにより、行政の責務や、市民及び事業者への効力を明確にするとともに、市全体の取組の土台となる共通認識として位置づけます。

1 前文

- ・私たちの社会には、乳幼児から高齢者まで、性別などに関わらず、多種多彩な個性を持った人たちがいます。
- ・違う個性を持っていても、市民同士が協力しながら、つながりを持ち、お互いを尊重し合い、多様性を認め、生きがいを持って包み支え合う地域や仕組みがあれば、私たちは安心して暮らせます。
- ・しかし、生まれながら、あるいはライフステージや暮らしの状況、社会との係り合いのなかで、違いゆえの社会的な困難に出会い、困ることがあります。私たちは、立場や役割を入れ替えながら、生きていくものです。いまは困っていないあなたも、いつか困る日がくるかもしれません。
- ・私たちのまち鎌倉は、市、市民、事業者みんなの力で共生社会の実現をめざすことを決意し、あるべき社会をともに描き、その道のりで出会うかもしれない困難をともに乗り越える道標とするために、この条例を制定します。

【説明】

- ・前文は、この条例を制定するにあたっての基本的な認識や制定に向けた決意を明らかにしようとするもので、この条例全般にわたる解釈、運用の拠りどころとなるものです。

2 目的

この条例は、市、市民及び事業者が協力しながら、市民一人一人が、社会との関わりを持ち、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、生涯安心して自分らしく暮らすことのできる社会（以下「共生社会」という。）を実現することを目的として制定する。

【説明】

- ・この条例の制定目的を規定しています。
- ・社会との関わりを持ちとは、社会的に孤立していないこと、社会に参画できていること、居場所があることを意味しています。
- ・「共生社会」の考え方については第3次総合計画第4期基本計画の策定方針における共生の視点と合わせていきます。

3 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う者をいう。
- (3) 社会的障壁 市民が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

【説明】

- ・この条例の中で使われる用語のうち、認識を共通にしておきたい重要な用語を定義しています。
- ・(1)「市民」について、共生社会を実現するための活動には、住民のほか市内に通勤、通学する人たちの係わりも不可欠と考え、広く定義しています。
- ・(2)「事業者」について、市内の企業や、社会福祉法人、市民活動団体などの団体とそこで活動する人を指しています。
- ・(3)「社会的障壁」について、障害者差別解消法に規定されている「社会的障壁」の定義に準じた内容としています。

4 基本理念

共生社会の実現に向けた取組の推進は、次に掲げる理念に基づき、行わなければならない。

- (1) 市民一人一人がその個性や文化的背景を尊重され、それぞれの個性や文化を受け入れ、支え合い、もって社会参画の機会を等しく有すること。
- (2) 市、市民及び事業者が、それぞれの責務又は役割を果たしながら、互いに協力すること。
- (3) 共生社会の実現に向けた取組の推進に当たり、市民が何らかの困難を有するときは、市は、その困難を社会的障壁と捉え、市民及び事業者とともに、関係者間の調整を図りながら、その社会的障壁の解消に取り組むこと。

【説明】

- ・「共生社会」実現のため、土台や前提となる考え、重要な考え、強調したい考えを基本理念として定めています。
- ・基本理念では三つの柱を立てています。一つが個性、文化、多様性の尊重による社会参画の確保、二つ目が市、市民、事業者がそれぞれの責務や役割を果たしながら共生社会実現に取り組むということ、三つ目は、共生社会実現のため、市民と社会との間にある社会的困難の解消を社会全体の課題と捉え、市民、事業者とともに取り組むという三つです。
- ・(3) について、この条例は、障害者、子ども、外国籍、1人親、LGBT¹、病気療養中の人などの属性を特定して支援の対象とするのではなく、社会的に困難に直面している人全てを対象として、その人々が直面している社会的障壁を取り除くという、いわゆる「(障害の) 社会モデル」の考え方に沿っています。
- ・「(障害の) 社会モデル」の考え方とは、例えば、認知症が原因で、散歩にでると道に迷うので外出できないような場合、服薬等によって認知症を治すことで、外出する際の障害を減らす(医学モデル)のではなく(治療が不要ということではありません)、ヘルパーによる外出支援や、機器ガイダンスによる補助などを使うことで、障害が減り、本人も安心して外出できるようにする、という考え方です。

5 市の責務

市は、基本理念に則り、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を市民及び事業者と共有するとともに、必要かつ合理的な配慮を行うことができるよう体制を整備し、共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【説明】

- ・本条例において、「市」とは執行機関のことを指しています。
- ・市は、本条例で規定する共生社会の実現に向けた取組を主体的に担う役割を持っており、条例で規定したことを果たす責任があります。このため、市については責務との規定をしています。

6 市民及び事業者の役割

市民及び事業者は、共生社会の実現に当たって必要となる認識や理解を相互に深めるとともに、共生社会の実現に向けた取組に努めるものとする。

¹ Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。

【説明】

- ・ 共生社会の実現は、市の取組だけでできるものではないと考えています。市民や事業者の意識の形成と理解の促進及びそれらに基づく取組と合わせて、共生社会が実現できるものと考えています。
- ・ 市民及び事業者は、それぞれ自立的、自発的な活動の中で既に共生社会に向けた取組をしており、それを活かしつつ、本条例の理念についても理解を深め合い、ともに共生社会の実現に向かっていければと考えていることから、努力規定としています。

7 共生社会実現のための基本的施策

市は、基本理念に基づき、共生社会の実現に向けて、次に掲げる施策を講ずることとする。

- (1) 市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の醸成を図ること。
- (2) 市民が様々な分野で活動できるよう、本人の意思を尊重し、挑戦する背中を押すべく、社会参画の機会を充実させ、自立に向けた支援を行うこと。
- (3) 市民が本来持っている力を発揮し続けることができるよう、共生社会の実現に資する活動を行う市民及び事業者と連携し、支援する体制を構築すること。
- (4) 人材育成、教育、支援者に対する支援などを通じて、支援の質を向上させ、市民一人一人の状況に応じた支援を行うこと。

【説明】

- ・ 共生社会の実現に向けた推進体制整備のため、市が行うべき施策を規定しています。
- ・ (1) について、「市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の醸成を図る」とは、例えば、共生社会についての学びの場を設けて学習機会を提供するなどの活動を想定しています。
- ・ (2) について、「市民が様々な分野で活動できるよう、本人の意思を尊重し、挑戦する背中を押せるよう、社会参画の機会を充実」とは、例えば、現行の施設やイベント等においても、障害者や多文化などの多様性への配慮の視点から見直しを行い、参画できるようにするなどの体制整備（例：障害者のスポーツ参加や避難訓練への参画）を想定しています。
- ・ (3) について、「共生社会の実現に資する活動を行う市民及び事業者と連携し、支援する体制を構築」とは、例えば、市民、市民団体との連携及びネットワークづくりの推進、市民、市民団体への支援制度の整備などを想定しています。
- ・ (4) について、支援の質の向上を図ることが、市民一人ひとりの困りごとに寄り添う支援につながるものと考えています。

8 社会的障壁の解消のための基本的施策

市は、社会的障壁を解消するため、次に掲げる施策を講じることとする。

- (1) 心や意識における障壁を解消するための次に掲げる事項
 - ア 学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図ること。
 - イ 市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動を実施すること。
- (2) 情報の授受における障壁を解消するための次に掲げる事項
 - ア 市民が主体的に必要な情報を収集し、自らのために活用することができるよう、必要かつ合理的な情報提供の手段を確保すること。
 - イ 市民が必要な支援を得られるよう、情報の整理を行うとともに、支援者間の情報の共有及び活用に努めること。
 - ウ 市民が自分の意思や要求を相手に的確に伝え、相手もその内容を理解できるよう、個に応じた多様な意思疎通のための手段の確保に努めること。
- (3) 生活環境及び地域生活における障壁を解消するための次に掲げる事項
 - ア 市民が安全で安心できる環境で生活できるよう、個に応じた生活環境の整備に努めること。
 - イ 地域における市民相互の支援体制を整備し、市民それぞれが役割を持ち、支え合い、役割を入れ替えながら、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくりに努めること。
- (4) 市が、(1)から(3)までの施策を講じるに当たっては、次に掲げる方法に配慮し、実施するよう努めることとする。
 - ア 先進的な技術又は取組を活用すること。
 - イ 保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民及びその家族に対して包括的かつ総合的に支援すること。

【説明】

- ・基本理念の（３）に基づき、社会的障壁を解消するための基本的施策を、心や意識の障壁、情報の授受における障壁、生活環境及び地域生活における障壁の３つの視点で分類した障壁を解消するための規定をします。
- ・（１）では、心や意識における障壁を解消するため、市が行うべき施策を規定しています。
- ・心や意識における障壁を解消することで、様々な身体や心の特性や考え方を持ってい

る全ての人々が、お互いに分かり合い、支え合えるようになることが、共生社会を実現していく上での基盤であり、最も力を入れるべき施策になると捉えています。

- ・アについて、「学校教育、社会教育その他の教育の場において、市民及び事業者が共生社会について学び、実践できるよう、意識の形成を図る」とは、例えば、学校教育や生涯学習の現場における、いじめ、障害者差別、多文化への無理解などの課題についての学びに加え、教育の核となる教員や講師などへの意識啓発、研修、情報提供などを想定しています。
- ・イについて、「市民及び事業者に対して、共生社会の実現に向けて必要な啓発及び普及広報活動」とは、例えば、本条例の内容についての市民広報や、共生社会や社会的障壁についての理解促進事業の実施などを想定しています。
- ・（２）では、情報の授受における障壁を解消するため、市が行うべき施策を規定しています。
- ・情報の障壁を解消することで、情報弱者がなくなり、誰もが等しく同じように情報を得ることができるようになると考えています。誰もが等しく情報を授受できることは、安全安心に生活するため、困難に直面したときに必要な支援を受けるため、また、多様な人々が様々な考えをもって暮らしていることを理解するためにも大切なことだと認識しています。
- ・アについて、「必要かつ合理的な情報提供の手段」とは、例えば、市からのお知らせや広報などにおいて、分かりやすく、具体的、直接的な表現を用いること、庁舎や執務室のレイアウトなど視覚的な配慮をすること、ユニバーサルデザインを採用すること、など伝達手段や用法に配慮することを想定しています。
- ・イについて、「情報の整理、支援者間の情報の共有及び活用」とは、例えば、社会資源の情報を整理して提供することや、福祉の総合相談、複合的な課題を丸ごと受けとめる相談支援機能の整備などを想定しています。
- ・ウについて、「多様な意思疎通手段の確保」とは、例えば、手話通訳体制の充実、日本語を母語としない人や意見表明が困難な人への新しい考え方やテクノロジー等を活用した対応、それにより社会参加を促進することを目指すことなどを想定しています。
- ・（３）では、生活環境における障壁を解消するため、市が行うべき施策を規定しています。
- ・アについて、「個に応じた生活環境の整備」とは、例えば、道路の段差解消、点字ブロックや歩道の整備、住環境充実への働きかけなどのハード面及び子どもの安全性の確保や多様な雇用の促進などのソフト面両面からの整備を想定しています。
- ・イについて、「地域における住民相互の支援体制整備、生活課題の予防及び早期発見を可能とする地域づくり」とは、例えば、自治会、民生委員児童委員、消防団、学校、保育園、幼稚園、郵便局、企業やコンビニなど、地域で活動する団体がそれぞれ、ま

た連携して生活課題の予防や早期発見ができるよう働きかけることを想定しており、地域包括ケアシステムにもつながると考えています。

- ・(4) では、社会的障壁の解消に取り組むにあたっては、①先進的な技術又は取組の活用、②保健、医療、福祉、教育、就労その他制度の枠を超え、又は、各制度間の連携を図りながら、市民及びその家族に対して包括的かつ総合的に支援することについて配慮し、取り組むことを規定します。
- ・理由として、誰もが等しく情報を授受するために、先進的な技術や考え方の活用にも配慮する必要があると考えており、例として、(3) アについて、ICTやAIの活用、またシェアライドなどの取組なども含んだものを想定しています。
- ・包括的かつ総合的に支援とは、複合課題への対応としての総合相談体制や相談コーディネート機能の整備、ライフステージごとに異なる支援制度間の引継ぎ方法の設計などを想定しています。

9 災害等への対応

- (1) 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む）においては、必要な情報の収集又は自らの身体及び生命を守るための行動に何らかの支援が必要な市民等に対して、多様性に配慮した支援を行えるよう、体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市と市民と事業者は、災害時における自助及び共助の重要性を認識するとともに、個に応じた合理的配慮について平常時からともに検討し、備えるものとする。

【説明】

- ・災害時は、平常時に増して、社会的弱者にしわ寄せが起こる状況であり、このような状況下においても、人々の多様性や個性が尊重されるべきであると考えています。防災に関しては、市民の関心も高く、災害等への対応については本条例の中でも特出ししたいとの声も多くあることから、一つの条を設けて規定します。
- ・本条で規定する必要な支援とは、例えば、災害時要支援者支援に関する体制整備、避難所、福祉避難所の整備などを想定しています。
- ・災害時における自助、共助の重要性について認識する必要があることを強調するとともに、災害時の要支援者の自助、共助が機能するよう平常時から備えることについても規定します。

10 計画等への反映等

- (1) 市は、条例等の制定又は行政計画、事業計画の策定に当たっては、基本理念を最大限尊重し、制定又は策定するものとする。

- (2) 本条例の基本的施策に沿って行う事業の実施は、個別の行政計画や事業計画の中で検討するものとする。
- (3) 計画の実施に当たっては必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
- (4) (3)の行政計画の評価を実施する際には、基本理念の視点を含めて評価するものとする。

【説明】

- ・市として、共生社会の実現を目指す以上、市の他の条例や行政計画については、共生条例の理念、基本的施策に沿った内容であることが求められると考えていることから、(1)の規定を行っています。
- ・同時に、(2)について、この条例の目的、理念、基本的施策に沿った具体の事務事業の実施については、その優先順位や実施の方法を含めて行政計画の中で検討され、実施すべきものであるとの考えに立っています。
- ・(3) 共生社会を実現するために行うための計画実施においては、財政上の措置や、行政としての取組に必要となる措置を講ずることについて努力規定を設けています。
- ・(4) について、共生社会を目指す上で実効性を確保するためにも、行政計画の評価を行う場合においては、共生条例の理念に即した取組が行われたかについても評価することが望ましいと考え、このような規定としています。

11 施行日

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。